

日本における日韓国際結婚家庭についての研究

—ライフストーリーを手掛かりに—

A Study of The Japan-Korea International Marriage in Japan

—Through the Life Story of Family Member—

梁 正 善

Jeongseon YANG

1. はじめに

2000年代以降、政治・文化・経済のグローバル化の発展などとともに、国際人口移動はますます活発になった。法務省『出入国管理白書』2018年版では、外国人入国者数（再入国者数を含む）は2,742万8,782人、再入国者数を除いた新規入国者数は2,509万2,020人（前年比19.0%増）であるという。また、中長期在留者数と特別永住者数を合わせた在留外国人数は256万1,848人で、在留外国人数は総人口に占める割合は2.02%である。国内の外国人の増加と同様に、国際結婚¹も増加している。2017年の国際結婚による婚姻数は21,457件にのぼり、婚姻全体の約3%を占めている（厚生労働省、2017）。厚生労働省（2016）の人口動態統計特集「婚姻に関する統計」によると日本人男性と外国人女性の婚姻は14万809人である。そのうち外国人女性の国籍の韓国・朝鮮は2268である。このように国際結婚による家庭が増えている。しかしながら、国際結婚家庭の家族については、支援や政策としてほとんど行われておらず、大半が家庭での問題と考えられてきた。そのため、国際結婚家庭での言語継承等を含む研究は数少も少ない上に充分に進んでいない。渡辺（2018）によるとNII 学術情報ナビゲータの論文検索（フリーワード）で、「国際結婚」「多文化家庭」「多文化家族」のいずれかと「教育」「子育て」のいずれかを含む論文123件を抽出し、主な研究対象についての内容分析を行ったところ、母親（48件）、子ども（29件）、両親（22件）、父親（0件）、その他（政策、教育期間等）（24件）であった。なお、「国際結婚」「多文化家庭」「多文化家族」と「母親」「父親」の組み合わせの論文数を調べたところ、母親20件であるのに対し父親はわずか3件であったことを指摘した。国際結婚した日本人父親の子育て言説という大枠の下、海外で子育てをする父親たちの教育観について考察した。

日本人と結婚した韓国人母親の韓国語の継承に与える影響については花井（2014）などが調査している。これらの研究は国際結婚家庭における外国人母親の子どもへの母語教育に関する問題点を明らかにしている。しかし、インタビューの対象が外国人母親に限られており、実際に日本人父親の子どもへの言語

¹ “Cross-cultural marriage” (Breger&Hill, 1998) 「国」よりも「文化」「民族」の違いが重要という視点から、英語では“inter-cultural marriage”というように異なった文化や価値観をもった者同士の生活の営みということで「異文化結婚 (Cross-cultural marriage/intercultural marriage)」と用いる。筆者は異文化・異民族間の婚姻の意味として広く普及している「国際結婚」と使用する。

教育や考え方については調査されていない。また、子供へのインタビューも調査も行われていない。白(2015)は、国際結婚をして日本国内で生活している「韓国籍の母・日本籍の父」への夫婦にインタビュー調査を行い、夫婦の語りから、子どもへの二言語教育を支える要因については「親の経験」、「外国人母親の社会活動への参加」、「子どもの日本語能力に対する教師の評価」、「日本籍の父親の協力」、「民族コミュニティ及び韓国文化の社会的地位」を挙げた。李(2017)は「多文化子ども」の中でも、日韓国際結婚で生まれたダブルの子どもに対する支援について提示したうえで、外国人親の母語継承の問題と新渡日者である連れ子たちの移動の現実を事例として考察した。

川村(2012a:4)は、「一般的には、多文化家族とは、国際結婚に象徴されるような異なる文化的背景を持った家族である」と定義している。日本国内の国際結婚の増加に対応して、韓国で制定された多文化家族法における定義では、外国人労働者や結婚移民の増加を背景に2007年「在韓外国人対処基本法」が制定された。次いで、2008年「多文化家族支援法」が制定された(金2011;266-277;金他2016:17)。

本稿の目的は日韓国際結婚家庭のライフストーリーを通して日本での生活全般に関わる実態を新たな視点から示唆するものを考察することである。さらに、日韓国際結婚家庭の言語継承とアイデンティティはどのように構築されているのかライフストーリーを通して家族をめぐる諸問題を明確にする。なお、プライバシーの保護のため、家族の名前はすべてアルファベット記号で表記する。

2. 研究方法

2.1. 研究の手順

本調査は2017年6月4日と9月21日、9月26日と2019年2月23日に日本のB市で実施した。調査フィールドを日本のB市にした理由は、筆者が10年以上居住し韓国語教育の現場に身をおいていたこともあり、また筆者自ら国際結婚家庭の親として子育ての真っ最中であること、調査協力者が韓国語を受講していて、日韓国際結婚家庭の子供であったことから、日本で日韓国際結婚家庭の事例として適切であると判断した。インタビューの時間は1時間から3時間程度、面接は講義室やレストランで行った。調査は半構造化インタビューとし、まずは学生Aをインタビューをし、二回目はAとAの母、三回目はAの母と父、四回目はAとAの妹と母と一緒にインタビューを行った。

一回目のインタビューでは日韓国際結婚家庭での言語と文化、アイデンティティ、韓国への訪問、親戚との交流等、幼い時から現在に至るまでの成長を聞き取りを聞いた。二回目のインタビューではAの母の成長過程や日本に移住した経緯、夫との出会い等、育児などでの葛藤、家庭内での言語と文化、韓国訪問と親戚との交流や日本での地域コミュニティについて個人のライフストーリーを時間をかけて聞き取りを聞いた。三回目のインタビューでは夫婦の出会いと家庭内での言語と夫の韓国語の学びの姿勢、韓国での親戚との交流、日本での地域コミュニティとの交流、これから日韓関係等について時間をかけて聞き取りを聞いた。四回目はAとAの妹と母と一緒にインタビューした。四回目のインタビューではAの妹の成長過程を含め現在の高校でのエピソード、いじめの経験、韓国の親戚との交流、アイデンティティと言語、日韓文化について聞いた。インタビューはAの家族の了解の上、録音した。録音したデータを筆者が自ら文字化したものを本稿のデータとして使用する。

2.2. ライフストーリー法

ライフストーリーとは「個人が生活史上で体験した出来事やその経験についての語り」(桜井、2005、

p12)である。そして語られたことは、「語り手とインタビュアーとの言語的相互相違による共同の産物」(桜井、2002、p152)である。語り手は、聞き手の問いをきっかけに、聞き手と語り手の「いま・ここ」での関係性の中で、自分にとって意味ある出来事を選択しストーリーを構築する。したがってライフストーリーの語りは聴き手に対する語り手の「アイデンティティ・ワーク²」(小林、2005)である、そこでは「物語としての自己」(やまだ、2000、p.27)が語りを通して構築されるのである。2000年代以降は、社会学の分野で始まったライフストーリー研究が言語教育の分野でも盛んに採用されるようになった。国境を越える移動を経験した人々のライフストーリーは、移動がいかにアイデンティティの変容や意識の変化をもたらすかを語っている(三代2011、川上2013)。川上(2009)は国家間を含む空間的移動のほかに言語間の移動や言語教育カテゴリー間の移動も念頭に「移動する子供」のライフストーリーを探った。

稲垣(2016)は、「移動する女性」の「複言語育児」の在りようを「家族の過去の歴史や親の人生、家族の願望、将来の計画等を全て包括した「思い」をも含む育児」である「複言語育児³」の在りようを示すためにライフストーリーを採用した。さらに、筆者自身も「移動する女性」であり、日韓国際結婚家庭の構成員として調査協力者との当事者性を共有している。本研究では自由意思で国際移動を経た複数言語話者である日韓国際結婚家庭の親が、自らの移動と言語の関係とアイデンティティ構築にどのような影響を与えているのかをライフストーリーインタビューから日韓国際結婚家庭の歩みを親の立場と子供の立場から見出そうとした。

3. 研究の概要

3.1. 調査協力者のプロフィール

本稿では以下の表1の家族のデータを使用する。調査協力者は日韓国際結婚家族である。最初は筆者の韓国語の授業を受講していたA学生からライフストーリーインタビューを、二回目はAの母とAとライフストーリーインタビュー、三回目はAの母と父とのライフストーリーインタビュー、四回目はAとAの母と妹をライフストーリーインタビューを行った。さらに、5回目はライン電話でもインタビューを行った。筆者が質問する時には(Y:)で表記、調査協力者は匿名性保持のためAとAの妹、Aの母、Aの父に設定した。

「表1」日韓国際結婚家族のプロフィール

家族構成	A(インタビュー当時19歳)福祉関係の学科妹(インタビュー当時15歳)高校生 父(52歳):自営業 母(47歳):英語教室を開き地域の子供に英語を教えている。公民館等で韓国語も教えている。
出生地	A:長崎 妹:長崎 父:長崎 母:韓国ソウル
居住地	日本の地方都市
家庭	四人家族でAは長女 中上流
学校	Aは日本の小中高校⇄日本の私立大学 Aの妹は日本の小中⇄公立高校

² 「ライフストーリーを語ることは、私とはなにものであるかを語ることであり、私を表明するアイデンティティ・ワークであることだ」(小林、2005、p.213)

³ 複言語能力を有した者が、複雑に入り組んだ不均質な寄せ集めの目録(レポトリ)としての言語の複合能力を時に応じて駆使して実践する言語実践としての「育児」の営為を指す。

言語	家庭内ではほとんど日本語。
国籍	A：日本 妹：日本 父：日本 母：韓国⇄日本に帰化
韓国への渡航の回数	年に1回か2回

3.2. 分析方法

ライフストーリーインタビュー・データの分析は、次の観点から行った。

一つ目は、「日韓国際結婚家庭」の親の移動を「個人が歩んできた自分の人生についての個人の語るストーリー」（桜井、2002、p.60）であるライフストーリー法は、「家族の過去の歴史や親の人生、家族の願望、将来の計画等をすべて包括した「思い」をも含む家族の歩み」である「日韓国際結婚家庭」の在りようを示すために最適であると考えられる。桜井（2002）に基づき、ライフストーリー・インタビューを話しとて聞き手がともに構築するものとして捉える。ゆえに、インタビューとともにインタビューアの発話も記述し、データとする。また、「何かを語ったのか」だけでなく、「いかに語ったのか」にも着目する。

二つ目は、本調査の対象者と筆者の関係性である。筆者自身も20代に留学のために日本に渡航し、現地で韓国語教師として働きながら日本出身の夫と出会い、子供を持ち、家庭を築いてきた。いわば筆者自身も「日韓国際結婚家庭の妻」であり、「二重言語」を実践しているという意味で、調査対象者と当事者性を旧友している。研究対象者自らの移動と言語の関係とアイデンティティ構築にどのような影響を当てているのかをライフストーリーインタビューから日韓国際結婚家庭の歩みを親の立場と子供の立場から見出す。

分析の問いは次の4点である。

- (あ) 「日韓国際結婚家庭」の親のアイデンティティについて
- (い) 「子育て」の全般について
- (う) 「日韓国際結婚家庭」の子供のアイデンティティについて
- (え) 「日韓国際結婚家庭の家族」の地域との関わりについて

3.3. Aの事例

3.3.1. Aの家族のライフ・ストーリー

Aはインタビュー当時19歳（大学2年生）であり、小学校の教諭が夢だったが困っている人の支援がしたく、地域包括支援学科に入った。父は日本人で自営業を、母は韓国人で自宅で英語教室を開きながら公民館等で韓国語も教えている。妹は当時15歳で（高校生1年）だった。母が韓国人でもあり、韓国のK-POPを常に聞いていて韓国語を学びたいということで大学で開設されている韓国語を受講することになった。韓国は母の里帰り年で年に1～2回は訪れている。3年生になり実習や専門科目に集中しなければならなくなり現在は韓国語Ⅱの授業は受講していないものの常に韓国のドラマやK-POPを通して韓国の文化に触れている。韓国語を学んで「韓国語スピーチ大会」等にも参加することができ、憧れの韓国へ留学等を考えていたが、現実的には国家試験も控えており、時間のロスと家族の反対もあり断念している。

3.3.2. A家族の母語教育について

言語学者スコットナブ・カンガス（Tove Skutnabb-Kangas）は母語について4つの側面から定義している。第一、母語とは子どもが最初に学ぶ言語である。いわゆる、生活の中で母親が話す言語である。第二、人が最も頻繁に使う言語。第三に人が最も上手に使用できる言語。第四に、母語とはアイデンティティ形

成のための言語である。Aの家族は育児言葉としては韓国語を使用したもののある程度の年齢になると家庭内でも家庭外でも日本語のみになってしまった。日常の生活様式の中で食文化は「韓国式」であるが、人の前で韓国語を話すのに抵抗感を持っているとAの母は語っていた。それはマスメディアの韓国に対する報道などによる周囲の人々の反応を敏感に感じるとることと韓国語を話すことにより目立ってしまうこともあり、あまり使わなくなってしまった。

当然、子供達は日本語の環境で育てられることになる。スクットナブ・カンガスの四番目の定義を用いると社会常識、教養、生活観、価値観、世界観などに強く繋がっている母語がアイデンティティの対象として必要とされるのである。

母語教育は多文化教育の前提となる。異なった文化をもつ子供たちは確実に日本の学校に増加している。母語教育は、学校の多文化を肯定的にとらえ、同時に、学校教育と地域、家庭が連携する可能性を高める契機となる。多文化環境で育つバイリンガルの子どもが言葉を習得するには13年程度を要し、子どもの交流相手や社会性の発達によって言語形成期はさらにいくつかの時期に分けられる(中島2001)。中でも言語形成期前期(0歳から9歳)と言語形成期(9歳から13歳)は、母語保持の観点から重要だと考えられている。日本のような言語文化の多様性に乏しい環境で、バイリンガルに育つためには親の強い意志(Okita2002; Sakamoto2000)と、当事者である子どもの自発的な意欲も必要である。しかし、多文化の子どもがどのように言語を使い分けるかは、社会、教育、経済、政治的要因等社会文化的な要因が複雑に影響を与える(坂本2014)ことから、国レベルでの多言語社会構築を目指す政策転換や教育的介入がない限り多文化の子どもが母語を継承しつつバイリンガルへと成長する可能性は極めて低い。

3.3.3. 日韓国際結婚家庭の子供

異文化プロセスの分類法は、Berry (1997) が提案した四つのタイプ「同化」「分離」「統合」「周辺化」を土台とした。「同化」はホスト文化への合流が進んでいる状態、「分離」はホスト文化と距離を持っている状態、「統合」はホスト文化への合流が進んでいるのに加え、韓国人の親の文化への態度が肯定的である状態、「周辺化」はホスト文化にも、韓国人の親の文化にも否定的な状態である。AもAの妹も幼い時から年に1～2回は親戚を訪問することにより韓国の文化に触れていた。さらに、食文化は韓国の食べ物と並び母親から韓国の情報を聞き、メディアをアとしても韓国の文化に常に触れている。特にK-POPは毎日3時間以上聞いていて日常生活の中で韓国の文化が八割を占めている。Berryの分類法からみると二人の姉妹は「統合」のタイプである。

牧野(2011)は日韓国際結婚家庭の子供10人を対象に文化的アイデンティティを調査した。国籍による文化的アイデンティティ形成の影響は見られないと述べた。筆者が調査していた日韓国際結婚家庭の子女の国籍は日本であるものの、日常生活の食文化をはじめ韓国の文化に常に触れていることから国籍が日本であるからといって文化的アイデンティティが日本人とは言い切れないのである。

Y: Aの妹は「自分は日本に近い韓国に近いか」どちらですか？

Aの妹: *自分は日本よりだな。韓国に住んでみたいけど現実的には難しいのではないのかと思っています。日本は生活のふるさとであり、韓国はこころのふるさとであります。*

3.3.3.1 「日韓国際結婚家庭」の子供のアイデンティティ

アイデンティティ(identity)は、Erikson(1950)によって、広く普及した概念である。アイデンティ

ティ問題は、歴史的な文脈や社会・文化的文脈のなかで考慮しなければならないし、アイデンティティの感覚には、“自信 (confidence)” が関係している。

箕浦 (1984) は、「文化的アイデンティティとは、国籍がどこであれ、日本であるとかアメリカ人であるとかということからくる深い感情、ライフ・スタイル、立ち居振る舞い、興味や好みや考え方を全部ひっくるめたもの」、鈴木 (2008) は、自分がある文化に所属しているという感覚・意識 (文化的帰属感・帰属意識) あるいは「ある文化・社会のなかに自分の居場所があるという感覚・意識」としている (鈴木 (2012: p7再引用)。したがって、文化的アイデンティティについても、生育歴や文化・社会のなかでの自分自身の位置づけやそれに対する“自信”が問題になると考えられる。文化的アイデンティティには、自己定義、他者定義の間に違いがあると、文化的アイデンティティの葛藤が生じると指摘している (箕浦 1995: 鈴木 (2012: p8) 再引用)。箕浦 (1990) は、アメリカにわたった日本人の子どもたちの文化的アイデンティティ形成過程を以下のように述べている。

1. 9～15歳は、文化化の影響を最も強く受け、対人関係の文化的意味が形成されやすい感受期である。
2. 8歳以前は、言語習得も早い短期間で第一言語が第二言語に対する優位を失いやすい。
3. 9歳以降は、第一言語に第二言語が付加されることが多い。
4. 学齢期の子どもにとって両親よりも仲間集団の方が文化エージェントとしての影響力が大きい。
5. 滞在4年以上と4年未満では文化的同化度が有意に異なる。

本稿で扱う日韓国際結婚家庭の子供の文化的アイデンティティ形成はどうなっているのだろうか。Aのインタビューの内容から窺えるのは学齢期の周りの友達からの影響を受けていることと自分は周りの友達とは違う環境にいることにきづくことで自分のアイデンティティに揺らぎを感じていた。しかし、大学生になってからは韓流ブームもあり自分のアイデンティティに肯定的に変わっている。

Y: 自分のアイデンティティに悩んでいたことはありますか?

A: いとこに会いに行く時は年に1回で多くても2回ほどでした。周りの子は近くに親戚がいていいのになぜ私は周りに母親の親戚がないのかと小さい時には不満でした。今は全然そうではない。韓流ブームになったのでプラスにイメージになった。

3.3.4. 日韓国際結婚家庭

韓国人の「国際結婚」の変遷は、次の4つの時期に分けられる。

〈第一期「国際結婚のあけぼの」(1876～1945)〉

「日韓国際結婚」は日本の植民地政策による人口行動とともに行われた国際結婚である。国家的な統制と懐柔のもとで行われたもので「同和政策」の一方的な道具として使われた。また、1900年代初日本、ハワイ、中南米等の大規模の農園での移住労働者も含まれている。

〈第二期「国際結婚の先駆け—“戦争花嫁” (1945年～1960年)〉 1945年9月から米国、ソ連軍政期と韓国戦争⁴で米軍が韓国内に駐屯するようになり外国人男性と韓国人女性との間で結婚がおこなわれるようになった。この時期の国際結婚は経済的な安定と身分向上のための手段であった。当時1950年から1960年までの米軍と結婚した韓国人女性は10万人にのぼる。

⁴ 韓国戦争は (日本では朝鮮戦争ともいう) は、1948年に成立したばかりの朝鮮民族の分断国家である大韓民国 (韓国) と朝鮮民主主義人民共和国 (北朝鮮) の間で生じた朝鮮半島の主権を巡る国際紛争。1950年6月25日に金日成率いる北朝鮮が中華人民共和国の毛沢東とソビエト連邦のヨシフ・スターリンの同意と支援を受けて、事実上の国境線と化していた38度線を越えて韓国に侵略を仕掛けたことによって勃発した (韓国民族文化大百科事典参照)。

〈第三期「国際結婚の変化—“海外留学、海外勤務”（1970年～1980年）〉

海外留学や勤務等の経験を通して外国の男性や外国の女性と結婚する国際結婚が増加することになり、“戦争花嫁”という否定的なイメージが緩和される。

〈第四期「国際結婚の拡大—“統一教による国際結婚”（1980年～1990年）〉

統一教による国際結婚が増えた。1988年に6,500組のうち日韓国籍結婚が2,639組である。1986年の韓国人と外国人との婚姻件数は2,705件で、1990年の婚姻件数は4,710件である⁵。

〈第五期「農村の国際お見合い結婚と国際結婚の一般化」（1990年～現在まで）〉

1980年代から農村地域における未婚男性の配偶者探しが深刻な社会問題となった。この問題に対する対策の一つとして、1992年韓国と中国の国交が正常化したことから中国延辺地域の朝鮮族女性との集団お見合いが農村地域の自治体の斡旋によって行われていた。1995年から韓国政府は、農村の独身男性と中国朝鮮族女性との国際結婚を推進し、農漁村部の人口減少の危機を克服しようとした結果、国際結婚が増加した。とりわけ東南アジアからの移住女性との国際結婚の増加が著しい（ハンゴンソ・ソルドンフン、2006）。

3.3.4.1 「日韓国籍結婚家庭」の親のアイデンティティ

鈴木（2012）では国際結婚した日本人の女性がインドネシア国籍に変更することと文化的アイデンティティ（文化的帰属感）にはどのような関係があるかを明らかにした。事例を通して国籍を変えたとしてもインドネシア人になれるわけではなく、インドネシア人からは依然として日本人に自覚しており、結果として自分が日本人（元日本人）である事実を強く再確認するに至ると考察した。

Aの母は日韓国籍結婚をする前に日本に関する文化形成がされていたため日本に対する拒否感はあまりなかったという。しかし、国際結婚を通して留學生活では見られなかった現実の問題が浮き彫りになり自分の生活に及ぼすようになった。以下のライフストーリーからAの母の文化的なアイデンティティを考察することが出来た。

Y：いつ来日しましたか？

Aの母：高校生の時には外国語高校に通いフランス語を専攻として大学はフランスに留學を考えていた頃、日本へ留學する機会が与えられ高校卒業後來日することになった。日本での4年間の留學経験を活かし大手のホテルで働いていた。ホテルで勤めていた頃ヘッドハンティングされて日本の大手企業で勤めることになった。

Y：ご主人との出会いはどこですか？

Aの母：友人の友達の結婚式に呼ばれて友人からの紹介で知りあい、交際がはじまりました。

Y：国際結婚されてカルチャーショックはありませんでしたか？

Aさんのお母さん：主人の仕事の関係である都市に移ることになりました。留學していた〇〇の都市の美容室に行った時、その従業員に「私が何人に見えるか」という質問し、その後「私は韓国人です」言った。たその時、従業員の反応もよかったし韓国に対する好感をもっていたので、主人の仕事先の都市の美容室でも同じ質問していました。しかし、全然違う反応と韓国人であることを明かした時の冷たい態度で接してくれて唖然として自分をアピールしたい気持ちが萎縮されその時から自分の国籍を明かすのが面倒くさくなりました。寂しい思いをしながら自分のアイデンティティである韓国人であることを明かさずに生きてきました。

⁵ 韓国統計庁、年度別外国人との婚姻1990-2018、<http://www.kosis.kr>

また、当時韓流ブーム⁶になり韓国のドラマが日本で人気がありました。ちょうど子供たちが公園デビューした時のことで「韓国のドラマのあの俳優を知っていますか」等の質問したけれど、ママ友達の韓国や、韓流に対する無関心と冷たさで自分が韓国人であることを明かすことができなかつたんです。

Y：日本でディアスポラとして生活していて大変なことはありませんか？

Aの母：日本は物価が高いので生きるのに精一杯でした。日韓関係が悪くなりマスコミ等でも韓国について悪く報道されていた時には嘆かわしい気持ちになり息苦しくなり一時韓国に戻ろうとしていました。しかし、ある日中韓文化フェスティバルの中で取材に来ていたアナウンサーの一言によりメディア嫌いがなくなりました。

Aの母は日本の文化については留学の経験もあり語学も含め日本の組織文化等も身につけている。もともと語学の才能もあり親族も英語圏で生活する人が多く、幼い時からそのような親戚が韓国の実家に集まり交流が多かった。英語も堪能で英語教室も開いている。

3.3.5. 帰化（国籍変更）をした理由について

佐々木（2006）は、社会学の立場から在日朝鮮人の国籍変更後もエスニック・アイデンティティを維持し、「コリア系日本人」として生きていく人々の存在を描き出している。近年は、「韓国・朝鮮」「中国」籍を除籍する帰化者も増加傾向にあり、その国籍も多様化している（李2016：115 福本拓（2016、p268再引用））。

Y：帰化（国籍変更）を決心したのですか？

Aの母：結婚する前に4年間は留学生として生活していた頃、在日コリアンの友達が外国人在留カード⁷を持っていることに違和感を持っていた。在日コリアンよると日本で住むには帰化なしでは生活するのはかなり不便なことが起こるとのことだった。当時にはあんまり分からなかったが結婚して1年後帰化をしようとしていた頃在日コリアン友達が言っていたことがなんとなくわかった。

例えば、日本で交通事故になったとすると外国人である場合は外国人在留カード及びパスポートまで提出しないと行けない書類もたくさんある。日本で外国人として生きる（生活する）には息苦しい大変さがある。目立つのを嫌がる日本国民性が政策には反映されている気がする。

さらに、海外から行き入国する際に外国人と日本人の並ぶラインが異なる。その時、ママはならんで違うラインで立っているのかと子どもに異質感を抱かせたくなかつた。病院や公式の場所で韓国名が呼ばれると注目を浴びるようになる。そのことでいちいち出会いから結婚までを

⁶ 韓流（かんりゅう、ハンリゅう、英：Korean wave）とは、2000年代以降に東アジアで起こった韓国大衆文化の流行。日本では2003年頃から韓国ドラマ『冬のソナタ』放送が契機となって始まった。ドラマ、映画、音楽などの韓国大衆文化の高まりにより、韓国のブランドイメージの上昇と韓国語学習の拡大、韓国料理への関心向上、外交への貢献などの波及効果などがあつた。（<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E9%9F%93%E6%B5%81>出典）

⁷ 在留カードは、新規の上陸許可、在留資格の変更許可や在留期間の更新許可など、在留資格に係る許可の結果として中長期に在留する者（中長期在留者）に対して交付される。在留カードには、氏名、生年月日、性別、国籍・地域、住居地、在留資格、在留期間、就労の可否など、法務大臣が把握する情報の重要部分が記載されているので、記載事項に変更が生じた場合には変更の届出を義務付けており、常に最新の情報が反映されることになる。また、16歳以上の方には顔写真が表示される。<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyukanri/whatzairyu.html>

聞かれる時がありプライベートまで言いたくないところもあった。帰化をすることによりアイデンティティや愛国心は変わっていない。(2019年5月24日電話インタビュー)

Aの母は日本での生活のために、日本で生きるためには仕方なく結婚一年後に帰化を選んだと説明した。さらに、筆者が線を引いた“子供達に異質感を抱かせたくない”ということもあり子供に不利益を被ることを避けたいという母親の気持ちも察することが出来た。鈴木(2012)は事例三つを通して国籍変更アイデンティティの問題と深くかかわりがあると指摘した。その中で国籍を変えても日本人として気持ちや考え方は変化がないとインタビューに応じてくれた研究対象者がいた。本稿で扱っているAの母も同じ発言(帰化をすることによりアイデンティティや愛国心は変わっていない。線は筆者)をしていた。

多文化主義のアメリカなら気にしないということかもしれないが、日本では法律的には外国人に対する政策または国際結婚家庭に対する支援等も殆どないのが現状である。そのなかで生活するために、生活に不利にならないように生きるためには仕方なく帰化をせざるを得ない。すなわち、鈴木(2012)が国際結婚者の国籍変更については、当事者がおかれている社会・文化環境の中で、「実生活上の快適さ」と「永住の覚悟」という両者の理由が複雑にからみあい、国籍変更に至ると述べているが、Aの母の実例と重なるところがある。

3.3.6. 日本での名乗りについて

「名乗り」とは「自分は何者であるか」を主体的に表明する行為であり、当人の存在のあり方を直接的に示すラベルである。日本人同士の結婚では、戸籍上は夫婦同姓が民法(第750条)で定められている。他方、外国人と結婚した日本人は戸籍上の氏を、自分の日本姓、配偶者の外国姓、あるいは日本姓と外国姓を組み合わせた混合性から選択することができる(戸籍法第107条)(矢吹2011pp65再引用)。矢吹(2011)は国際結婚夫婦の日本人妻の「名乗り」の選択に注目し、6つのパターン⁸に分けて分析を行った。日本志向の妻には日本では日本姓を、アメリカではアメリカ姓を使用する傾向が、アメリカ志向妻には日本でもアメでもリカアメリカ姓を使用する傾向が多く見られる。研究対象者Aは母は結婚後間もない時期に日本に帰化することにより日本名を名乗ることになった。筆者がこれについて質問をすると下記のように答えてくれた。

日本の公共機関などで韓国名が呼ばれると病院などでは親しくない人から韓国人ですか?国際結婚されていますか?という質問をされる。さらに、韓国名が呼ばれたことにより注目を浴びることになり結局目立ってしまう。目立つ事なく無難に生きるためには日本名を名乗るしかない。(2019年5月24日4回目のインタビュー)

3.3.7. 教育現場での教員の韓国に対する発言

中川(1998)は、多文化教育は外国人の子供達に対して行うのではなく、日本の子供に対して行うべきものであると指摘している。馬淵仁(2011)は「多文化共生」を求める一方で、社会はまだその実現に至っていない。特に教育の領域において理念と実際の社会は大きく乖離していると指摘している。

Aの妹へのインタビューの中で次のような担任の問題発言の件が出てきた。

⁸ ①日本でもアメリカでも日本姓を使用、②日本でもアメリカでもアメリカ姓を使用、③日本でもアメリカでも混合性を使用、④日本では日本姓を、アメリカではアメリカ姓を使用、⑤日本では混合性、アメリカではアメリカ姓を使用、⑥日本では日本姓、アメリカでは混合性を使用の6つパターン。④は日本志向の妻に、②はアメリカ志向の妻に多く見られる。

中学校の授業中、教員が生徒に向かい“君たちは嫌いな国があるのか”と聞いた。教員は“私は韓国が嫌いな国だ”といい、その発言後Aの妹の友達は大丈夫かと心配してくれた。教員の発言を聞いたAの親は学校に行き詳しい内容の経緯を聞いた。そうすると教員はすぐに謝り後日校長と教頭はAは自宅まで来て謝った。ヘイト発言をした教員は次年度に他の学校に転勤になっていた。ヘイトスピーチの件を聞きAの母に以下の質問をした。

Y：ヘイト発言した教員の話しを聞きどんな気持ちでしたか？また、どういうふうに対応しましたか？

Aの母：“〇〇先生一度韓国に行ってみて下さい”。娘にその発言をすると“韓国が嫌いだ”というのは“私は〇〇のお母さんの国が大嫌いだ”というふう聞こえます。先生この動画を見て下さい。大阪での韓国嫌悪ヘイトスピーチをしている中で少女が目隠しをされている女の子に誰かがハーグするとみんながハーグをするシーンなのです。

ヘイト発言の件があって何日経ってヘイト発言をした先生に向かいある生徒が寝ていること起こされたため“うるさい”と言ってしまった。学級委員をしている娘が“先生に謝れ”と指示をした。ヘイト発言はした先生でもあるけどきちんと目上の人は敬って自分の役割を果たしていた。自分でこのことを解決したことにつながっている。数日後、全校生徒に平和の歌のCD(350枚)を配り、母の日に合わせて学生達が親には内緒にフラワアレンジをして親にプレゼントをする企画を主人が行った。学校側も喜んでくれて民間放送局まで取材にきた。(2018年9月21日インタビュー)

あと、高校生になり、ある教員からまたヘイト発言が飛び交うことになった。学生に向かい“君たちは韓国が好きなのか嫌いなのか”を問う質問だった。この質問を各クラスごとに質問したようだった。明らかに娘を狙った質問だったんです。何日経ち学校へ私達が訪ねました。校長先生、教頭先生が同席している中で、発言をした〇〇の先生にこの質問の意図を伺ったら“仲良くするつもりだった”と弁明した。(中略)私達夫婦が突き詰めると結論は仲良くするための質問だったのでそこで各クラスに行って日韓仲良くするための質問だったということを授業で学生に伝えてほしいと懇願した。(2019年2月28日インタビュー)

ヘイトスピーチをすることにより、大阪では「大阪のヘイトスピーチ条例⁹」が制定された。教育現場で一番人権問題が大切に扱われるべき場所でもあるのにも関わらずそれを疎かに扱ってしまった経緯にとっても威圧感を覚える。

竹田(2012)は、教育現場で働いている教員二人の話しをこのように綴っていた。「外国人児童・生徒の教育問題に現場での教師の言葉や行動は子供たちに影響を与える。教師の役割が非常に重要であることを述べていた。さらに、日本のマスコミのアジアに対する偏見のある報道は、子供たちにいわれのない差別を助長する」と述べている。

⁹「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」は2016年1月15日の大阪市議会で、全国で初めてヘイトスピーチ(差別的憎悪表現)の抑止策をまとめた条例案を賛成多数で可決・成立した。同年1月18日公布、一部施行を経て、同年7月1日から全面施行された。この条例は、個人の尊厳を害し、差別意識を生じさせるおそれがあるヘイトスピーチに対し、条例を制定することにより、市としてヘイトスピーチを許さないという姿勢を明確に示し、ヘイトスピーチからの市民等の人権擁護と、その抑止を図ることを目的としている(「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の運用について <https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000339043.html>)。

3.3.8. いじめの問題¹⁰

Y: いじめは受けたことはありますか？

A: 中学校の部活の時に裏でいじめられました。ちょうど日韓関係が悪かった時期です。“韓国ってさ”といいながら悪口を言われた。センターに入る予定であったが仲間はずれになり外された。とても悔しくて泣いていましたが、親にはいわなかったです。心配するから。

3.3.9. 国際結婚家庭の子どもをどのように支援しているのか？

日本の学校に在籍している外国人児童生徒は平成30年度で小学校に約59,094人、中学校に約23,051人、義務教育学校に326人、高等学校に約9,614人、中等教育学校に151人、特別支援学校に約897人等、統計で約93,133人となっている。また、日本語指導が必要な児童生徒は外国籍者に限らず、国際結婚の家庭の子ども、日本国籍者であっても、長期の海外生活を経て帰国した子どもなどに対し、日本語指導を行っているケースも少なくない。

Aの母: 子供の能力にもよるかもしれないし家庭環境にもよると思うが私の家庭は日本に定住する家族である。幼い時には年に2回韓国に連れて行ったりした。今は子どもがやりたいと言うならサポートをしてあげたいのだが、学生である今はしっかりと資格取得や勉学に励んでほしい。日本に定住している我が家族であるので日本人らしく振る舞ってほしい。しっかりと今現在に充実して頑張ってもらいたいと思う。ここ日本で生まれ地方都市で生まれ生活するためにはここでしっかりと腰を据えて定着するしかない。そのためにも今大学生である子供がしっかりと資格取得と勉学に励んでほしい。というのは子供の能力にもよるが普通平凡な子であり、特に才能があるわけでもないバイタリティがあるわけでもない子であるため韓国への留学等はお勧めしていない。子供から語学研修をしたいという申し出があった。しかし、反対した。なぜなら休学してまで専攻と違う語学塾に行っても半年もしくは一年を浪費してほしくないという気持ちがあったからだ。(2019. 5.24電話インタビューから)

Aの母自身も大学生生活を日本で4年間送り親元を離れていたこともあり、Aの母は自分の子供が同じ思いをするのが少し不安であることを察する発言をしていた。

3.3.10. 「日韓国際結婚家庭の家族」の地域とのかかわり

Y: 地域との関わりはどうされていますか？

Aの父: 子供の小学校からPTAの役員をしています。

Y: PTAの役員をされる理由はありますか？

Aの父: 親が学校とかかわってくることによって子供の成長もみることができる。学校もいろんなことを協力してくれる。役員をすることによって情報が早く回ってくる。その情報をどう対応して

¹⁰ 文部省は「いじめ問題に関する基本的認識」を「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識をもつこと。「いじめられている子供の立場に立った親身の指導」を行うこと。「いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有している」こと。いじめの問題は、「教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題」であること（個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である）。「家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む」ことが必要であること。「いじめの問題に関する統合的な取り組みについて（平成8年7月 児童生徒の問題行動等に関する調査研究会議（報告）より。 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06102402/002.htm

いくのか学校との連携でいろんなことができる。親がかかわりをもつことにより視点が変わってくる。(2018年9月26日3回目のインタビュー)

Aの母：最初、私は主人のPTA役員活動について積極的ではなかった。どちらかと言うと先生任せだった。しかし、長女の中学校の時主人が地域のことをよく考えて雨の日には下水口に詰まっている落ち葉を全部拾う。地域の住民が学校を避難場所にするということを提案し校長先生と議論したりする。どこかに行った時に“いつもお世話になっております”という挨拶をされる。地域活性化のためにいつも地域と関わっている。(2018年9月26日3回目のインタビュー)

Aの父：親が率先してやっていることをみて子供達も自ら率先してする人になってきた。次女も親の背中をみて積極的に学級委員をしている。段々成長しているのが目に見える。(2018年9月26日3回目のインタビュー)

Aの母：家庭のスタイルによって違うかもしれないが、主人も自治会や学校PTAにも役員をして活発に地域とのかかわりを持って活動している。周りの人からは主人の人柄や地域貢献を見て国会議員になるのを勧められているのだが、私は反対している。奥さんが韓国人であること主人に不利益が被ることで避けたいということと韓国人ということで批判されるのも嫌である。(2019年5月24日電話のインタビュー)

Aの母：あるビューティー型のお店が開業50周年の記念で韓国探訪になり私が韓国を紹介するようになった。個人対個人での民間外交をしている。(2019年5月24日電話のインタビュー)

鈴木(2012)ではインドネシアに文化間移動をした異文化間結婚女性の再社会化の様相は、インドネシア人の夫及びその周辺の間人間関係(家族・親族・友人)、同国人との親密さや同国人コミュニティへの関与、子供の学校に関する事柄などを考慮すると、おおよそ7つの型に分類した。その中でAの親は「同国人・現地人社会双方志向」であり、同国人やそのコミュニティばかりではなく、夫の家族、仕事関係の現地人、地域社会ともよい関係にある。新しい環境のなかでうまくやってくれるように再社会化するだけでなく、自国のコミュニティや出身国との関係も維持・発展させていこうとする。

4. おわりに

国際結婚家庭の家族への支援は、法整備及び専門職配置については、韓国の「結婚移民者家族の社会統合支援対策(2006年)」「多文化家庭生徒教育支援計画(2009年～2012年)」及び多文化家族支援協議会や市民団体、国際交流協会等におけるコミュニティワーカー配置が提言される(ユン2004;国際移住機関(IOM)2008)。二重言語早期教育のための家族環境を助成するプログラムを運営する-(<https://www.liveinkorea.kr/portal/KOR/page/contents.do>(タヌリ)、MSN2019.2.13より)。父母相互プログラムも実施している。2019年度多文化家族地域センターの現状¹¹は218箇所になる。また、詳細にセンターのサービス事業¹²をみると韓国語教育、通訳・翻訳、相談及び事例管理、結婚移民者対象社会適応教育、就職教育支援、家族教育、多文化家族子女の言語発達支援、訪問教育(子女生活)、多文化家族二重言語環境助成である。

¹¹ 地域別に内訳はソウル24箇所、釜山9箇所、大邱7箇所、仁川9箇所、広州4箇所、大田5箇所、蔚山5箇所、瀧山5箇所、世宗1箇所、京畿30箇所、江原18箇所、忠北7箇所、忠南15箇所、全北14箇所、全南21箇所、慶北23箇所、慶南19箇所、済州2箇所である(<https://www.liveinkorea.kr/portal/KOR/board/mlbs/boardView.do>(タヌリ))。

¹² 韓国語教育(1～4段階、各々100時間)及び、進学クラス、就職準備クラス等地域別による特化した深化課程(特別クラス)運営。通訳・翻訳(ベトナム語、中国語、タガログ語、モンゴル語、タイ語、ロシア語、インドネシア語、カンボジア語、日本語、ネパール語等センター別に1～4ヶ国の言語で支援)。相談及び事例管理(心理検査、法律相談、危機家族への緊急支援、外部相談機関と連携等多文化加増構成員の間の関係増進のための相談及び事例管理)。結婚移民者対

しかし、日本は多文化共生センター (<http://www.tabunka.jp/>) として活動しているのは都心部の東京、京都、大阪、兵庫の4箇所¹³だけである。活動プロジェクトは多言語高校進学ガイダンス、多文化フリースクール、子どもプロジェクト、親子日本語クラス、教育相談、教育実態調査、講師派遣・団体訪問などがある。

2019年6月14日立憲民主党は「多文化共生社会基本法案¹⁴」を提出した。概要の中で「多文化共生社会」の定義にこう記載されている。国民及び在留外国人（日本の国に住所を有し適法に在留する外国人）の一人一人が、社会の対等な構成員として、国籍及び社会的文化的背景を認め合い、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会と書いてある。さらに、「日本で働いている150万人の外国人労働者が『生活者として安心して働いて暮らせる環境を国が責任をもって作っていく』ために法案の成立を目指す」と説明した。

〈参考文献〉

- 落合知子 (2011)、「表現活動を行う外国人青年に関する研究—ライフストーリー分析を通じて—」『多文化関係学8』、pp3-15
- 川上郁雄 (2013)、ことばとアイデンティティ—複数言語環境で成長する子どもたちの生きを考える 宮崎幸江 (編)『日本に住む多文化の子どもと教育—ことばと文化のはざままで生きる』(pp.117-144) 上智大学出版
- 川上郁雄 (2013)、『「移動する子ども」という記憶と力—ことばとアイデンティティ』くろしお出版
- 金カヨン (2018)、「ナラティブ探求を通じた韓国語学習者のアイデンティティ研究」高麗大学 博士論文
- 金倫貞 (2011)、「地域社会における多文化共生の生成と展開、そして、課題」『自治総研通巻』392、pp58-82
- 小林多寿子 (2005) ライフストーリーを書く・もちいる。桜井厚、小林多寿子 (編)『ライフストーリー・インタビュー—質的研究入門』(pp.209-253) せりか書房
- 川村千鶴子 (2012a)「3.11後の多文化家族—未来を拓く人びと」明石書店
- 桜井厚 (2002)、ライフストーリーインタビューをはじめめる 桜井厚・小林多寿子 (編)「ライフストーリー・インタビュー—質的研究入門」pp11-61 せりか書房
- 佐々木てる (2006)『日本の国籍制度とコリア系日本人』明石書店
- 坂田麗子 (2004)「JSL 児童生徒のアイデンティティを考慮した指導—I市にあるペルー人学校での日本語指導を通じて『年少者日本語教育実践研究』vol.2 (2004)
- 坂本光代 (2014a)「文化間移動と子どもの言語発達」宮崎幸江 (編) (2014)『日本に住む多文化の子どもと教育—ことばと文化のはざままで生きる』pp3-13. 上智大学出版
- 坂本光代 (2014b)「多文化共生の実現にむけて」宮崎幸江 (編) (2014)『日本に住む多文化の子どもと教育—ことばと文化のはざままで生きる』pp149-164. 上智大学出版
- 坂本光代・宮崎幸江 (2014)「日本に住む多文化家庭のバイリンガリズム」宮崎幸江 (編) (2014)『日本に住む多文化の子どもと教育—ことばと文化のはざままで生きる』pp17-46. 上智大学出版。
- 鈴木一代 (2016)、「多文化環境と精神的健康；文化的アイデンティティと「居場所」を中心に」埼玉学園大学紀要16、pp43-52

象社会適応教育、就職教育支援（基礎教育、就職訓練専門機関との連携、消費者・経済養育、多文化理解教育等）。家族教育（夫婦教育、家族関係向上プログラム、父母役割教育、夫婦葛藤解決プログラム等教育プログラム運営）。訪問教育（読書コーチング、宿題指導等子女生活サービス提供、万3歳～12歳以下）。多文化家族二重言語環境助成（家庭内の二重言語使用のための認識改善教育及び父母子女の相互作用（遊び、童話・童謡等の活用方法）のコーチングサービス）。

¹³ 東京多文化共生センター（多言語高校進学ガイダンス、たぶんかフリースクール、子どもプロジェクト、親子日本語クラス、教育相談、教育実態調査、講師派遣・団体訪問）、京都多文化共生センター（医療通訳派遣、医療通訳研修、医療通訳育成カリキュラム、医療支援アプリ、講師派遣、書類翻訳サービス、多言語資料）、大阪多文化共生センター（子どもの学習と居場所づくり、高校進学に特化した学習塾、外国人多住地域での親子支援、理念やスキルを学ぶための講演・セミナー、文化庁日本語教育事業等）、兵庫多文化共生センター（保健・医療の多言語：健康相談、翻訳・通訳、子育て・教育：多文化チャレンジ隊、子育て・教育セミナー・ワークショップ、講師派遣、調査・研究、書籍・物品販売、イベント企画、多文化共生・国際交流行事参加）。

¹⁴ <http://cdp-japan.jp>（多文化共生社会基本法案概要）

- ソルドンフン ほか (2006)、「結婚移民者家族実態調査および中・長期支援政策方案」女性家族部
- 高橋朋子 (2013)、「移動する子ども」のことばと心を育むために親ができること—川上郁雄 (編)『「移動する子ども」という記憶とカーことばとアイデンティティ』(pp.335-346)
- 陳 天璽 (2013)、「多文化社会の中で育つ、育てる—ことば、家族、社会、そしてアイデンティティ—川上郁雄 (編)『「移動する子ども」という記憶とカーことばとアイデンティティ』(pp.323-334)
- 鄭チョンソク (2008)、「国際結婚移女性の適応類型に関する質的比較研究」白石大学 博士論文
- 鄭喜恵・八島智子 (2006)、「在日韓国人の言語使用とアイデンティティ」
- 中川明 (1998)「マイノリティの子どもたち」明石書店
- 馬淵仁 (2011)「多文化共生」は可能か 勁草書房
- 福本拓 (2016)「現代日本における国籍とエスニシティの揺動—その空間的側面に着目して—」地理区間9-3、pp267-283
- 李善雅 (2011)、「同時バイリンガル幼児の言語習得過程に見られる二つの言語の「混合」と「干渉」」社会言語科学13-2、pp.88-96.
- 李善姫 (2017)、「東北の日韓国際結婚家庭と多文化の子どもたち—母語、アイデンティティ、文化間移動をめぐる—」佐竹眞明・金愛慶編著『国際結婚と多文化共生』明石書店、pp201-218.
- 花井理香 (2016)、「日韓国際結婚家庭の言語選択—韓国人母の韓国語の継承を中心に—」社会言語科学19-1、pp.207-214
- 白瑠晶 (2015)、「国際結婚家庭における子どもの母語教育を支える要因と問題点—「韓国人の母親・日本人の父親」の事例研究—、大阪大学 日本語・日本文化研究25、pp154-167
- 深沢伸子 (2013)、「復元語・複文化の子どもの成長を支える教育実践—親が創るタイの活動事例から— 川上郁雄 (編)『「移動する子ども」という記憶とカーことばとアイデンティティ』(pp.347-372)
- 牧野和郎 (2011)、「多文化家庭子女の言語・文化的アイデンティティ形成に与える要因—韓日国際結婚家庭子女を中心として—」全南大学校大学院 修士論文
- 三代純平 (2014)、「日本語教育におけるライフストーリー研究の現在—その課題と可能性について—」リテラシーズ14、pp.1-10
- ミン・ソジョン (2013)、「恋愛結婚移民者女性の養育経験に関するナラティブ探求」淑明女子大学大学院 博士論文
- やまだようこ (2000) 人生を語るの意味、やまだようこ (編)『人生を語る』(pp.1-38) ミネルヴァ書房
- ユン・ソンヨン (2004)『日本の地域社会における「在日外国人」の現状と社会風刺実践の方向性—「在日外国人」母親の社会的孤立への支援』『評論・社会科学』74、pp.109-124
- 渡辺幸倫・藤田ラウンド幸世・宣元錫・李怳鉉・袋暁蘭 (2014)「多文化家族の子育て戦略の課題；日韓中の国際カップルへのインタビュー調査」相模女子大学文化研究34、pp.1-26
- 渡辺幸倫 (2018)「バンコクで子育てする日本人父親の教育観—海を渡った父親たち—」国際理解教育学会28回研究大会 (宮城教育大学) 2018年6月16日発表
- Okita, T. (2002) *Invisible work: Bilingualism, language choice, and childrearing in intermarried families*. Amsterdam; PA: Benjamins Pub.Co.
- Sakamoto, M. (2006) Balancing L1 maintenance and L2 learning: Experiential narratives of Japanese immigrant families in Canada. In K. Kondo-Brown (ed). *Heritage language development: Focus on East Asian immigrants* Amsterdam: John Benjamin Blackwell. pp33-56

〈引用サイト〉

- 厚生労働省ホームページ『平成28年度人口動態総計年報』<http://www.mhlw.go.jp/> (2019年5月20日アクセス)
- 法務省ホームページ『平成30年度出入国管理白書』<http://www.moj.go.jp/> (2019年5月25日アクセス)
- 総務省ホームページ「多文化共生の推進に関する研究会報告書」http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei05_02000118.html (2019年5月27日アクセス)
- 厚生労働省 (2017)『平成30年 人口動態調査 上巻 婚姻 第9・18表 夫妻の国籍別にみた年次別婚姻件数』(<https://www.e-stat.go.jp/dbview?sid=0003214862>, 2019、5月25日アクセス)
- 多文化共生センター <http://www.tabunka.jp/> (2019年5月27日アクセス)
- 韓国女性家族部 <http://www.mogef.go.kr/index.jsp> (2019年5月25日アクセス)
- 多文化支援家族ポータル (タヌリ) <https://www.liveinkorea.kr/portal/KOR/main/main.do> (2019年5月25日アクセス)